

ミツヒロニュース



暑い季節がやってきました。熱中症予防のため水分補給が大切ですが、清涼飲料水に含まれている糖分の量をご存じでしょうか？わかりやすく1個3.5g程度の角砂糖が何個分に相当するかを目安にすると、コカコーラやファンタグレープなどの炭酸飲料500ml:角砂糖11～18個分、ポカリスエットやアクエリアスなどのスポーツドリンク500ml:角砂糖5～9個分、ヤクルト100ml:角砂糖4個分と驚くほどの糖分が含まれています。水分補給の際は糖分の取り過ぎに気を付けましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇子供のいない夫婦の相続
～遺贈寄附という選択～
- ◇所得税の予定納税を減らすには
- ◇新型コロナと保険金の取り扱い
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 相続セミナー
相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」
- ◇あとがき
「お香作り」



子供のいない夫婦の相続 ～遺贈寄附という選択～

子供のいない夫婦が将来起きる相続を考えると、誰に自分の財産を託したいか、遺言書で自らの意思をはっきり残しておくことが大切です。

1. 相続人の範囲

遺言書がなく、遺産分割協議もできない場合、財産は、相続人に法定相続分で引き継がれます。被相続人の配偶者は常に相続人となりますが、被相続人の外に血族がいるときは、被相続人の子供（第1順位）、被相続人の父母など直系尊属（第2順位）、被相続人の兄弟姉妹（第3順位）の順で、それぞれが配偶者とともに相続人となります。

(1) 甥、姪への予期せぬ相続

被相続人に子がなく、両親も他界、兄弟姉妹も既に死亡しているときは、兄弟姉妹の子（被相続人にとっては、自身の甥、姪）が代襲相続人として相続することになります。兄弟姉妹との間で、生前、仲たがいしていた場合、甥、姪にとって思いもかけない財産が舞い降り、お互い想定していなかった財産移転が起きることもあります。

(2) 遺言書で財産の引継ぎ先を指定する

このような意図しない相続が行われないようにするためには、遺言書を作成しておくことで、財産を引き継がせたい人に渡すことができます。兄弟姉妹がいる場合でも、遺言書があれば配偶者に100%財産を渡すことができます。遺留分は兄弟姉妹にはありません。ただし、夫婦のどちらが先に亡くなるかは分からないため、夫婦それぞれで自分の財産を相手に渡す遺言書を作成しておく必要があります。

(次頁へつづく)

2. 遺贈寄附で自分の人生の総括を

人生の最後に残った財産を使って、自身のいなくなった後の社会に「思い」を活かしてもらおう。お金を生かす。次世代の人たちのために役立てる。自身や家族が生きてきたことに感謝して、社会への「恩返し」をする。社会への人生最後のプレゼント。

たとえば、苦しんだ病気の治療法開発に活かしてほしい、盲導犬の育成に役立ててほしい、子どもたちの奨学金に使ってほしい、地域の環境を守ることに役立ててほしい、紛争地域で活動する医療者の活動資金にしてほしい…。それを、遺贈寄附といいます。

遺贈寄附には現実的なメリットがあり、遺贈によって相続税を減らせる可能性があります。また、相続人のいない場合、財産は最終的に国庫に納められますが、遺贈寄附をすることによってそれを避け、自身が使ってほしいところにお金を振り向けることができます。

遺贈寄附の2つの方法

方法	遺言による寄附	相続財産からの寄附
実際に寄附をする人	あなたが指定した遺言執行者	あなたの家族など
やり方	遺贈先と金額などを明記した遺言を作成する。	家族などに遺産を寄附したい旨を話したり、手紙を残したりする。
メリット・デメリット	自分の意思を実現しやすい。遺言作成に手間と時間がかかる。	自分の意思が実現できるかどうかは、家族にかかっている。

3. 遺贈寄附の手続き

まずは遺贈先の選定です。新聞、雑誌、TVの報道、ネット情報から社会貢献する団体の活動に触れて支援する法人を探します。

紛争地帯で医療や住居などを支援するNPO法人は、寄附先としてお馴染みですが、最近は博物館や地方自治体の動物園など、親しんだ団体に遺贈する人もいます。

寄附は現金のみ受付し、不動産は売却、換金したうえで遺贈を求める団体が多数ですが、不動産を受け入れる団体もあります。

遺贈先が決まったら、遺言執行者を選定して遺言書を作成します。税理士をはじめ、弁護士、司法書士、行政書士など専門家に相談しましょう。遺言は公正証書遺言、または自筆証書遺言を選択できます。

(1) 不動産等の遺贈は譲渡所得課税に注意！

土地や建物、株式など譲渡所得の基因となる財産を法人に遺贈した人には、その財産の取得から遺贈時までの値上り益に譲渡所得税が課されますが、国税庁長官に申請して承認を受けた場合は非課税となります。

ただし、遺贈した人の所得税の負担や、遺贈した人の親族のほか特殊関係人の相続税、贈与税の負担を不当に減少させる場合には、非課税承認は取り消され、遺贈した人、又は遺贈先の法人に譲渡所得税が課されることになるので注意を要します。

また、相続人が被相続人の意思を引き継ぎ、相続財産を国や地方公共団体、公益法人等に贈与する場合にも相続税を非課税とする制度があります。この場合も不動産等の贈与について譲渡所得税を非課税とするには、国税庁長官の承認が必要です。

(2) 相続人の遺留分にも配慮を忘れない！

社会の高齢化が進むなかで遺贈寄附の希望者も増えていくのではないのでしょうか。ただし、相続財産には遺留分があります。遺贈寄附を決めるときは、相続人の遺留分にも配慮して後でトラブルが生じないように検討することを忘れないようにしましょう。



所得税の予定納税と減額申請

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める“予定納税”。予定納税は その年の所得税の一部を前もって納める意味がありますが、この税額を減額できる場合があります。

1. 予定納税

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税の一部として納付する制度です。

(2) 予定納税基準額

①次のすべてに該当する人の予定納税基準額は、原則、前年分の申告納税額となります。

- ① 前年分の所得金額のうちに、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がない
- ② 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていない
- ③ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

②上記①以外の方は、原則、次の算式により計算した金額が予定納税基準額となります。

$$(\text{前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額}) \times 1 \\ - \text{源泉徴収税額} \times 2$$

(※ 1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※ 2) 除外所得の金額に係るものは除く。

(3) 納付する回数と納期

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、右のとおりです。

	納期（振替納税日は納期最終日）
第1期分	2022年7月1日～8月1日
第2期分	2022年11月1日～11月30日

2. 予定納税額を減額するには

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

本年分について申請を行う場合の見積る現況日と提出期限は、右のとおりです。

減額対象期	見積の現況日	提出期限
第1・2期分	2022年6月30日	2022年7月15日
第2期分	2022年10月31日	2022年11月15日

なお、見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻下での世界的なインフレや円安によるコスト増など、厳しい経済環境が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

参考：国税庁 HP「タックスアンサー No.2040 予定納税」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2040.htm> 他

新型コロナに感染した際の保険金の取扱いについて

① 新型コロナに感染した場合について

新型コロナに感染した場合、自宅やホテルなど（以下「自宅等」）で療養をするケースがあります。入院に関する保険は入院しなければ支払いの対象にならないと思われがちですが、自宅等での療養についても入院給付金が支払われる場合があります。この場合には、保健所等が発行する証明書を添付することで入院給付金の請求をする事が出来ます。

例えば、自宅待機期間が10日、日額1万円の場合、10万円が支払われます。

さらに最近の商品では、入院をした場合、一時金を給付するタイプのものがあり、その金額は最大50万円の設定が可能で、その金額が別途支払われます。

② 災害保障特約

突然の交通事故などの死亡に備えて、特約として基本保険金に災害死亡特約を付加している場合は、コロナ関連の死亡を災害とみなして災害死亡保険金が支払われます。

例えば、1,000万円の死亡保険金に対し同額の特約が付保されているケースでは、支払われる保険金は特約を含めた2,000万円となります。

③ 会社で加入している全損型の保険

会社で全損型の保険に加入している場合、保険の給付は契約から一定期間は病気死亡の保険金は減額され、災害で死亡したときのみ設定した保険金が満額支払われる内容になっていますが、契約内容によっては、コロナで亡くなった場合でも死亡保険金が満額支払われるケースがあります。

保険給付に関しての内容、対象時期などは生命保険会社によって異なるため、個別具体的な内容については各生命保険会社に確認をしてください。



参考文献： ■ My Komon

7月 今月のお勧めセミナー

第3回 相続セミナー

相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを未然に防止することができますし、残された相続人も遺言者の意思にそった遺産の分配を円満に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

（開催日 7月5日（火）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あとうがき 下田です。先日、福王寺住職に教えて頂くお香作りに参加しました。教えて頂いた「訶梨勒（かりろく）」というお香は、諸病を治す力があると伝えられる訶子（かし）の実に沈香や丁子、桂皮など10数種類の香原を調合します。香原の味見をしたり、調合の過程で香りが複雑に変化していく様に驚いたり、釈迦涅槃図に描かれている訶梨勒の話をはじめご住職の奥深いお話を聴きながら楽しく作りました。完成したお香は、香りを楽しむのはもちろんのこと、邪気払いの効果などもあるそうなので、匂い袋にして家の玄関に飾っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

